

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する方が自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。なお、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法は

柏市のホームページへ掲載します！

公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容



制度の開始時期は

平成30年4月1日です。

建物関係者のみなさまへ

・次の場合は重大な消防法令違反になる場合がありますので事前に消防署へご相談ください。

□建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入る場合

□増築や改築、隣接建物との接続を行う場合

問合せ先 「公表制度」については、下記にお問合せください。

■火災予防課（04-7133-8908） ■西部消防署（04-7133-8794）

■東部消防署（04-7164-0119） ■旭町消防署（04-7144-6750）

■沿南消防署（04-7191-4500）

重大な消防法令違反の建物を
柏市のホームページに公表します

違反対象物の
公表制度